

議案第 22 号

墨田区民住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 29 年 2 月 15 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区民住宅条例の一部を改正する条例

第 1 条 墨田区民住宅条例（平成 6 年墨田区条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

別表特定優良賃貸住宅の部シティハイム石原の項を削る。

第 2 条 墨田区民住宅条例の一部を次のように改正する。

別表特定優良賃貸住宅の部シティハイム京島の項を削る。

第 3 条 墨田区民住宅条例の一部を次のように改正する。

別表特定優良賃貸住宅の部シティハイム八広第二の項を削る。

第 4 条 墨田区民住宅条例の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とする。

別表特定優良賃貸住宅の部を削る。

付 則

この条例中第 1 条の規定は平成 29 年 5 月 1 日から、第 2 条の規定は同年 6 月 1 日から、第 3 条の規定は同年 11 月 1 日から、第 4 条の規定は同年 12 月 1 日から施行する。

（提案理由）

区民住宅の借上げ期間満了に伴い、シティハイム石原、シティハイム京島、シティハイム八広第二及びシティハイム亀沢を廃止するほか、所要の規定整備をする必要がある。